

愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」ロゴ・キャラクターデザイン
の使用の承認に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、愛南町の豊かな地域資源や地場産品等を、町内外に効果的に PR することを目的に製作した愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」ロゴ・キャラクターデザイン(以下「ロゴ等」という。)の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 ロゴ等を使用しようとする者は、あらかじめ愛南町長(以下「町長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国、愛媛県、県内の市町及び学校、町内に所在する公共的団体並びに本町の事業関係者が業務の目的で使用するとき。

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的に使用するとき。

(3) その他使用承認の手続の必要がないと町長が認めるとき。

(承認の申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」ロゴ・キャラクターデザイン使用承認申請書(様式第1号)に関係書類等を添えてを町長に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第4条 町長は、ロゴ等の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしてはならない。

(1) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。

(2) 愛南町の信用及び品位を害すると認められるとき。

(3) 宗教的又は政治的な活動を助長するおそれがあるとき。

(4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するとき。

(5) 消費者の利益を害するものと認められるとき。

(6) ロゴ等の色、デザイン等を変更して使用するとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(承認の決定)

第5条 町長は、第3条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、使用承認の可否を愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」ロゴ・キャラクターデザイン使用承認決定通知書(様式第2号)又は愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」ロゴ・キャラクターデザイン使用不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による使用を承認する場合は、条件を付することができる。

(物品等の提出)

第6条 ロゴ等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴ等を使用して物品等を作成したときは、当該物品等1個又は1部を町長に提出しなければならない。ただし、提出が困難な物品等については、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用状況報告書の提出)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」ロゴ・キャラクターデザイン使用状況報告書(様式第4号)の提出を求めることができる。

(承認の取消し等)

第8条 町長は、ロゴ等の使用承認後において、第4条の規定による基準に反する事実が判明した場合又は使用者にロゴ等の使用にふさわしくない行為があった場合には、使用承認を取り消し、使用者に対し使用物品の回収等の措置を命ずることができる。

2 前項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、町はその損害の責めを負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 第5条の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴは、愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」デザインマニュアル(以下「マニュアル」という。)に指定された書体とし、愛南町ご当地キャラクター「なーしくん」とすること。
- (4) デザインは、マニュアルに指定をされたデザイン及び色彩とすること。

(使用料)

第10条 ロゴ等の使用料は、当分の間、無料とする。

(損失補償等の責任)

第11条 町は、ロゴ等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務処理)

第12条 ロゴ等の使用の承認等の事務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年1月16日告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。